

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月8日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第32号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
略			略		
八頭郡若桜町大字 眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分 校	1級	八頭郡若桜町大字 眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分 校	1級
			西伯郡伯耆町福岡 2086番地	二部小学校福岡分校	1級

附 則

この規則は、公布の日から施行する。